

4005 日メキシコ経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日メキシコ経済連携協定では、即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当の導入等、計 14 種類の関税撤廃又は削減等のパターンを設定しており（附属書 I）、品目ごとにいずれかのパターンを適用することになっています。なお、主要農産品 5 品目（豚肉、牛肉、鶏肉、オレンジジュース、オレンジ生果）に関しては、EPA 特惠輸入枠について協定発効後 5 年目に再協議する旨規定しています。

カテゴリー	説明	品目例
A	協定発効時に関税即時撤廃	野菜（アスパラガス、かぼちゃ等） テキーラ、ワイン等、葉巻たばこ
B 1	2006 年 4 月に関税撤廃	石油
B 2	2010 年 4 月に関税撤廃	精製塩
B 4	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 3 年で撤廃	卵黄、コーヒー豆（焙煎）
B 5	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 4 年で撤廃	綿糸、亜鉛
B 6	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 5 年で撤廃	生鮮果実（グレープフルーツ等）、冷凍野菜、混合野菜ジュース
B 8	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 7 年で撤廃	生鮮果実（ナシ、サクランボ、モモ等）、調製野菜（マッシュルーム等）、バッグ類、時計バンド等
C	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 9 年で撤廃	繊維製品
C a	協定発効時から段階的に関税を均等に引下げ 10 年で撤廃	混合果汁、バナナ
P	関税削減	いわし、いか等
E	関税割当を設定 ・ 枠内税率：無税 ・ 枠外税率：協定発効 10 年後に関税撤廃	皮革、革靴
Q	関税割当を設定 ・ 枠内税率：無税又は削減 ・ 枠外税率：非譲許	はちみつ、トマトピューレー・ペースト他トマト加工品等 豚肉、オレンジジュース 牛肉、鶏肉、オレンジ生果（当初は市場開拓用無税枠、それ以降は削減枠）
R	再協議	パインアップル、砂糖、砂糖製品
X	除外	米・麦、りんご、みかん、乳製品等、合板、くろまぐろ、さば、ほたて貝等、毛皮・毛皮製品等

（注）B8、Ca は関税割当（無税）を設定している品目がある。

日本の表（協定附属書一第一節及び第二節）（和文）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/01_ja.pdf

メキシコの表（協定附属書一第一節、第二節及び第三節）（英文）

<http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex1.pdf>